

親元就農 農家子弟のための就農支援

大分県では、自営就農者の約半数を農家子弟が占めており、重要な担い手と位置付けています。

農家子弟の就農意欲の喚起と定着を図るために、就農時50歳未満の親元就農者に対して給付金を給付する
大分県親元就農給付金制度を設けています。

親元就農者とは？

3親等以内の者※が経営主である経営体において、専ら農業に従事する方です。

※3親等以内の者:父母、祖父母、兄弟姉妹、おじおば等の親族

どんな種類があるの？

準備型(就農前)

農業技術及び経営ノウハウの習得のための研修に専念する親元就農予定者を支援。

開始型(就農後)

経営を発展するため、親元就農後、農業に専念する者を支援。

自営就農に占める農家子弟の推移(人)

年 度	自 営 就 農	うち農家子弟
H29	158	87
H30	176	82
R1	167	79
R2	153	61
R3	156	63

大分県親元就農給付金

準備型(就農前)

1) 対象者

- ・ 親元就農予定時の年齢が、原則55歳未満の者
- ・ 就農について強い意欲を有している者
- ・ 生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていない者

2) 給付金額と給付期間

- ・ **最大150万円/年、最長1年間**

※給付金額の負担割合は、県1/2、市町村1/2

3) 給付要件

- ・ 大分県立農業大学校農学部2年生又は研修部生(長期コースのみ)であること
※ただし、研修部の職業訓練生は除きます。
- ・ 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であること
- ・ 研修終了後1年以内に家族経営協定を締結し、かつ就農予定地域の人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられること等
※別途、給付の停止及び返還要件があります。

開始型(就農後)

1) 対象者

- ・ 親元就農時の年齢が、原則55歳未満で、就農後、1年未満の者
- ・ 就農について強い意欲を有している者
- ・ 生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていない者

2) 給付金額と給付期間

- ・ **最大100万円/年、最長2年間**

※ただし、準備型給付期間を含みます。

※給付金額の負担割合は、県1/2、市町村1/2

3) 給付要件

- ・ 家族経営協定を締結していること
- ・ 人、農地プランに中心となる経営体として位置づけられていること
- ・ 家族経営全体の5年後の所得が250万円以上増加となるような経営発展計画を作成し市町村長に認められること
- ・ 家族経営協定に記載されている者の所得が、3か年平均で1人あたり400万円以下であること

※別途、給付の停止及び返還要件があります。